

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県知事 石破二朗
鳥取県広告物審議会規程の一部を改正する規則

鳥取県広告物審議会規程（昭和二十四年十二月鳥取県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第三号を次のように改める。

二 商工労働部長
三 警察本部長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百五十六号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第百四十条の規定により、岩美郡の計量器定期検査を次のように実施する。

鳥取県広告物審議会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

規 則

昭和三十五年八月二日

鳥取県知事 石破二朗

三二六	五、六	山本建設(株)	鳥取市瓦町	山本幸三郎
五〇八	六、一〇	尾崎建設(有)	東伯郡羽合町字野八〇七	尾崎輝雄
五一〇	六、二六	松原建設	米子市車尾一八六	松原武茂
五一一	六、二八	西村組	日野郡根雨町大字下榎	西村益眉
五一二	六、七	北出建築(株)	米子市角盤町二丁目	北出巳之吉
五一三	六、一八	八誠土建	八頭郡船岡町	田村政一
五一四	六、一七	鳥取電気工事(株)	鳥取市東品治町一六六	大橋周治
三三〇	六、一九	神谷工務所	岩美郡岩美町院内	神谷義晴
一一一	六、一九	太陽土建	八頭郡智頭町	木村徹二郎
一一二	六、一八	笠田組	東伯郡泊村泊七八七	笠田豊
一一三	六、一八	美保建設(株)	米子市東町一一七	天野豊作
一五八	六、六	(有)福田工務店	道笑町二丁目一九八	藤本源四郎
五二三	七、一八	(有)永見組	境港市佐斐神町	永見至誠
五一五	七、一〇	(有)藤本組	西伯郡岸本町吉長	寺井金太郎
一三三	七、五	東組	八頭郡智頭町郷原	中村周治
三四一	七、四	三和組	八頭郡根雨町根雨	岡鷗義美

九月六日	岩美郡岩美町	検査区域	検査場所	二十六日	大成農業協同組合
七日	田後漁業協同組合			二十七日	宇倍野農業協同組合
八日	浦富農業協同組合			二十八日	宇倍野農業協同組合
九日	蒲生保育園			二十九日	福部中学校
十二日	岩井消防屯所			三十日	"
十三日	小田農業協同組合				
十四日	本庄保育園				
十五日	網代公民館				
十六日	大岩保育園				
二十二日	津ノ井村				
二十四日	国府町				
	津ノ井小学校				
	大成農業協同組合				
	大茅支所				
	鳥取県知事	石破二朗			
	鳥取県告示第三百五十七号				
	建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に登録した。				
	昭和三十五年八月二日				
	主たる営業所々在地				
	申請者氏名				
	登録番号	登録年月日	商号又は名称		
	鳥取県知事登録 第五〇一號	昭三五、四、二八	入江組	東伯郡赤崎町赤崎一六八の二	入江長治
		五、一〇	(有)井中組	八頭郡河原町大字小畠	有本尊輝
		五、〇二	有本建設	倉吉市福吉町三丁目	井中光雄
		五〇五			

することにより、乳牛に対する飼料給与の適正化を図り、もつて酪農経営の合理化を促進することを目的とする。

(検定指導事業)

第二条 乳牛産乳能力検定指導（以下「検定指導」という。）は、知事が任命し、又は委嘱する検定指導員が行なうものとする。

(実施地区の選定)

第三条 検定指導の実施地区（以下「地区」という。）は、酪農振興法（昭和二十九年法律第二百八十二号）第十八条の規定による酪農経営改善計画を樹立する市町村（以下「改善地区」という。）であつて、次の各号に掲げる条件をそなえるもののうちから、知事が選定する。ただし、第一号の条件を欠く改善地区があつた場合に、これに隣接する市町村を加えれば第一号の条件をそなえることとなる場合には、これらを一体として取り扱うことができる。

一 検定指導を受ける乳牛が常時百頭以上飼養されてること。

二 乳牛飼養農家が著しく散在していないこと。

(検定指導)

第四条 検定指導は、検定指導員がおおむね一月に一回の割合で担当地区内の検定指導を受ける農家（以下「受検農家」という。）を巡回し、受検農家の飼養する各乳牛につき、分べん後八日目より三百五日間これを行なうものとする。

(受検農家)

第五条 受検農家は、地区内に所在する農家で、産乳能力の検定について熱意及び記帳能力を有するもののうちから、その申請に基づき知事が定める。

第六条 検定指導を受けようとする農家は、乳牛の分べん予定日のおおむね二月前までに様式第一号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書を受理したときは、諾否を申請者に通知する。

第七条 受検農家は、検定指導期間中、毎さく乳時ごとのさく乳量及び飼料の種類別給与量を様式第二号によ

六六四	六、三	重道組	倉吉市長谷	重道 啓市
六六五	六、一五	北村建設	気高郡青谷町青谷	北村 勝治
六六六	六、二〇	谷口工務店	八頭郡河原町小河内	
六六七	六、二三	吉本組	西伯郡伯仙町福万一七七	吉本 幸太郎
六六八	六、二七	中本興業	" " 尾高	中本 実夫
六六九	六、三〇	秋田組	米子市富士見町六四	秋田 敏夫
六七〇	六、三〇	日野川建設	吉岡	岩本 相彦
六七一	六、三〇	川端組	日野郡江府町小江尾六五一の五	川端 隆義
六七二	七、一	瀬山組	米子市二本木四四九の一	瀬山 寿雄
六七三	七、五	(有)中山組	鳥取市行徳四二五	中山 政雄
六七四	" " 三〇一	(有)坂本工務店	" "	坂本 亀藏
六七五	七、一	(株)下本組	西伯郡伯仙町尾高五三一	下本 光雄
六七六	七、八	梶村建設	八頭郡用瀬町安蔵五六四	梶村 友春

01003

る検定日誌に記入し、検定指導員の巡回日に、検定指導員の点検を受けるものとする。

第八条 検定指導員は、各地区に一人を配置する。ただし、やむを得ない理由のあるときは、一地区に二人を配置することができる。

第九条 検定指導員は、地区内の県畜産関係施設（以下「地区内畜産施設」という。）に駐在するものとする。

ただし、地区内畜産施設を利用ることができない場合には、当該地区的地区内畜産施設以外の施設（以下「地区外畜産施設」という。）に駐在し、地区内畜産外施設を利用することができない場合には、当該地

区外のもよりの県畜産関係施設（以下「地区外畜産施設」という。）に駐在するものとする。

第十条 検定指導員は、次の各号の区分による長の監督の下に、この要綱の定めるところにより一月平均実頭数百頭以上につき、検定指導を行なうものとする。

一 地区内畜産施設又は地区外畜産施設に駐在する場合は、当該施設の長

二 地区内畜産外施設に駐在する場合は、当該施設の

もよりの県畜産関係施設の長

第十一條 検定指導員の担当する業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 検定指導開始日よりおおむね一月に二回の割合で巡回計画を作成すること。

二 検定指導開始日よりおおむね一月に二回の割合で受検農家を巡回し、様式第三号による巡回記録簿に所要事項を記入すること。

三 各巡回日に次の事項を行なうこと。

イ 検定日誌の点検
ロ 体重測定又は体重推定尺若しくはフローワイン氏法による体重推定

ハ 乳量、乳脂率、体重及び妊娠の状態等に応じた飼料の給与についての指導

ニ その他必要な事項についての指導

四 一頭ごとに各さく乳時の乳量に比例するよう採取した混合供試乳又は各さく乳時のそれぞれの供試乳

について「ダルベル」氏法又は「ヴァブコック」氏法による乳脂率の検定を検定指導期間中に三回実施

し、様式第四号による乳脂率検定記録簿に記入するとともに、受検農家に通知すること。

五 検定日誌の記載事項及び乳脂率の検定の結果に基づき、乳量、平均乳脂率、乳脂量及び飼料給与量を

集計し、検定指導の終了後又は中止後三十日以内に、様式第五号による産乳能力検定成績書により受検農家に通知するとともに、知事に報告すること。

附 則

（証明書の交付）

第十三条 知事は、検定指導を終了した牛の所有者に対して様式第六号による乳牛産乳能力検定証明書を交付する。

（検定指導の中止）

第十二条 検定指導の対象となつてゐる乳牛が次の各号の一に該当するときは、検定指導を中止する。

一 在胎日数百八十日以上で流産し、又は早産したとき。

二 疾病その他の事故により、検定指導の継続が困難となつたとき。

三 売却されたとき。（売却先の農家が同一地区に所在し、かつ、当該乳牛につき検定指導を継続して

受けることを希望する場合を除く。）

検定番号

乳牛産乳能力検定指導事業実施要綱第六条により、下記の牛について検定指導を受けたいから申請します。
昭和年月日

鳥取県知事殿

住所

昭和年月日

申

請書

01004

昭和35年8月2日 火曜日 鳥取県公報 第3145号

01005

第3145号

昭和35年8月2日 火曜日 鳥取県公報 第3145号

鳥取県乳牛産乳能力検定指導事業実施要綱第六条により、下記の牛について検定指導を受けたいから申請します。

記

1. 品種 オルスタイン種(ジャヤー・ジーン種・種・種系)
2. 号登録番号 生年月日 昭和 年月日
3. 血統父母 登録番号
4. 種付年月日 年月日
5. 分娩予定年月日 年月日 産(分娩年月日 年月日)
6. 検定指導開始予定年月日 年月日 (検定指導開始日 年月日)

様式第二号

No.

検定日誌

検定番号

名号

飼養者

指定期間

年

月

日

日間

乳量

粗飼料

精料

給与量

与

厚

飼料

1回 2回 3回 4回 計

自・購

自・購

自・購

自・購

自・購

自・購

1 Kg Kg Kg Kg

Kg

Kg

Kg

Kg

Kg

Kg

2 Kg Kg Kg Kg

Kg

Kg

Kg

Kg

Kg

Kg

3 Kg Kg Kg Kg

Kg

Kg

Kg

Kg

Kg

Kg

4 Kg Kg Kg Kg

Kg

Kg

Kg

Kg

Kg

Kg

計 Kg Kg Kg Kg

Kg

Kg

Kg

Kg

Kg

Kg

合計 Kg Kg Kg Kg

Kg

Kg

Kg

Kg

Kg

Kg

乳脂検定

T.D.N

粗飼料

Kg

Kg

Kg

Kg

検定指掌開始日

T.D.N

D.C.P

粗飼料

Kg

Kg

Kg

成 分

N

D.C.P

粗飼料

Kg

Kg

Kg

給与量

P

粗飼料

Kg

Kg

Kg

Kg

本月の乳脂量	Kg	粗飼料、濃厚飼料	Kg	D.C.P	粗飼料	Kg
kg		T.D.N	Kg	D.C.P	濃厚飼料	Kg
kg		自給	Kg	D.C.P	自給	Kg
kg		飼料給与量	T.D.N	自給	飼料給与量	Kg
kg		購入	Kg	D.C.P	購入	Kg

本月の平均乳脂率	%	粗飼料、濃厚飼料	Kg	D.C.P	粗飼料	Kg
%		T.D.N	Kg	D.C.P	濃厚飼料	Kg
%		自給	Kg	D.C.P	自給	Kg
%		飼料給与量	T.D.N	自給	飼料給与量	Kg
%		購入	Kg	D.C.P	購入	Kg

本体重量	Kg	粗飼料、濃厚飼料	Kg	D.C.P	粗飼料	Kg
kg		T.D.N	Kg	D.C.P	濃厚飼料	Kg
kg		自給	Kg	D.C.P	自給	Kg
kg		飼料給与量	T.D.N	自給	飼料給与量	Kg
kg		購入	Kg	D.C.P	購入	Kg

摘要		粗飼料、濃厚飼料	Kg	D.C.P	粗飼料	Kg
		T.D.N	Kg	D.C.P	濃厚飼料	Kg
		自給	Kg	D.C.P	自給	Kg
		飼料給与量	T.D.N	自給	飼料給与量	Kg
		購入	Kg	D.C.P	購入	Kg

01007

第3145号

01006

昭和35年8月2日 大曜日 鳥取県公報 第3145号 10

様式第三号

巡回記録簿

年 月

日曜	巡回した検定指導牛の番号	乳脂率検定を行なつた牛の検定番号	その他の特記事項
1			
2			
3			
30			
31			

様式第四号

乳 脂 率 檢 定 記 錄 簿

名 称	検定番号 号	回数
検定指導開始年 月日	検定指導開始年 月日	区分
検定年月日	・・・	・
検定指導開始後 回数	日	日
乳 脂 率	・ %	・ %
検定年月日	・・・	・
検定指導開始後 回数	日	日
乳 脂 率	・ %	・ %
検定年月日	・・・	・
検定指導開始後 回数	日	日
乳 脂 率	・ %	・ %
検定年月日	・・・	・
検定指導開始後 回数	日	日
乳 脂 率	・ %	・ %

- 注 1. 検定番号欄は、個体の検定番号とする。 2. No.欄は検定指導開始の月より1~10とする。
 の日は1~5月を31, 6~10月を30日とする。 3. 検定指導
 飼入飼料は「飼」をつけること。 4. 飼料給与量欄の最上欄は飼料の種類を記入し、自給飼料は「自」
 を記入すること。 5. 摘要欄には乳牛の種別、疾病、検定指導員の巡回日その他指導上必要な事項
 を記入すること。 6. 乳量、飼料給与量の合計はできるだけ農家が算出すること。

01008

第3145号 12
昭和35年8月2日 火曜日 鳥取県公報

様式第五号

産乳能力検定成績書

検定番号

品種	種・種系	名号	登録番号	生年月日	飼養者 住所氏名	検定員							
						父	母	検定指導員	日間				
血統			登録番号	切 始 分 月 日	・ 1	・	・						
				分娩年月日	・	・	・						
				分 始 年 月 日	才 月 產	検定指導終了時	回型						
				最 終 種 付 年 月 日	姪 娘 日 數	姪 娘 日 數	日						
現 期 間 月 次	日 数	搾乳回数 (Kg)	乳量 (%)	乳脂率 (Kg)	体重 (Kg)	標 準 量	飼料給与量 の割合						
						T.D.N	D.C.P	T.D.N	D.C.P				
						(%)	(Kg)	(%)	(Kg)				
						1	至	31	日	日	日		
						2	至	31					
						3	至	31					
						4	至	31					
						5	至	31					
						6	至	30					
						7	至	30					
						8	至	30					
9	至	30											
1日最高乳量分娩後 Kg													
粗飼料 % 粗飼料 %													
濃厚飼料 % 別割合 %													
自給・購入別割合 % % % %													
T.D.N D.C.P													
司消化量分離量 (T.D.N) 1000kg Kg													
当乳脂生産量 (D.C.P) 100kg Kg													
司消化粗蛋白質当乳脂生産量													
摘要													

01009

13 昭和35年8月2日 火曜日 鳥取県公報 第3145号

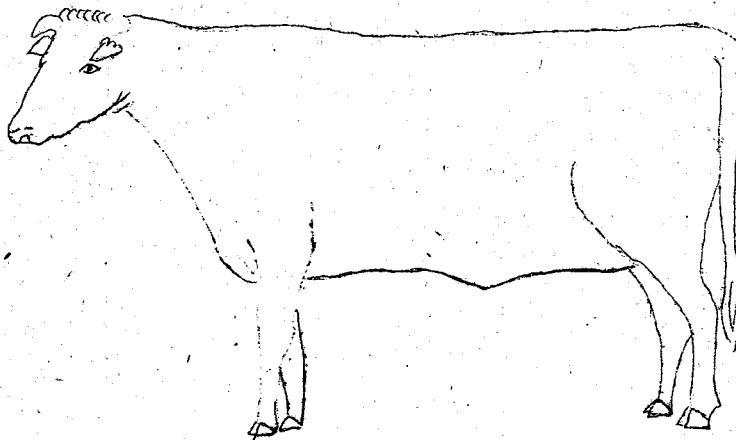
要

(複写式……一枚毎に厚紙とし、厚紙は農家に、注 摘要欄に
他の3枚は検定指導員の控、都道府県ならびに農 株省への報告にあてる。) 1. 農業者の変更があつた場合
株省への報告にあてる。) 2. その他指導上必要な事項を記載する。

01011

15 昭和35年8月2日 火曜日 鳥取県公報 第3145号

(裏)

父
血
統
母

祖父

祖母

祖父

祖母

所有年月日	住 所 氏 名

01010

昭和35年8月2日 火曜日 鳥取県公報 第3145号 14

様式第六号 (表)

No.

乳牛産乳能力検定証明書

種

名 号

生年月日 昭和 年 月 日

所 有 者

成 績

検定期間 昭和 年 月 日より
昭和 年 月 日まで 日間

分娩時年令 才 月 产 次 产

総 乳 量 Kg 搾乳回数 回型

平均乳脂率 % 能力指数

総 乳 脂 量 Kg

一日最高乳量 Kg

飼料消費量 可消化養分總量 Kg

Kg Kg

最終種付年月日 昭和 年 月 日

検定終了時妊娠日数 日

鳥取県乳牛産乳能力検定指導事業実施要綱に基づき検定を行ない

上記の成績を得たことを証明する。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 國

鳥取県告示第三百五十九号

昭和三十五年六月鳥取県告示第二百七十号による豚その他他の物品の移入禁止区域（山口県）の指定は八月二日限り解除する。

昭和三十五年八月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

01012

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛の流行性感冒予防注射

牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

馬の流行性脳炎予防注射

馬。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射、駆除の方法

牛の流行性感冒予防注射

牛流行性感冒予防液皮下注射

馬の流行性脳炎予防注射

別表一 牛の流行性感冒予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
第一次 八月十二日	第二次 八月二十六日	西伯郡岸本町 八郷家畜検診所
八月二十三日	八月二十七日	

別表二 馬の流行性脳炎予防液皮下注射

実施の目的	牛の流行性感冒及び馬の流行性脳炎
予防のため	

二 実施の区域

別表のとおり

二十四日	二十九日	会見町 賀野
二十五日	三十日	" "

別表二

馬の流行性脳炎予防注射

実施期日

実施区域 実施場所

八月二十日	米子市巖	巖家畜検診所
二十二日	西伯郡会見町手間	手間 "

別表二

馬の流行性脳炎予防注射

実施期日

実施区域 実施場所

二十三日	米子市成実	成実 "
二十四日	西伯郡日吉津村	日吉津 "

別表二

馬の流行性脳炎予防注射

実施期日

実施区域 実施場所

二十三日	米子市五千石	五千石 "
二十四日	荷徳	荷徳 "

別表二

馬の流行性脳炎予防注射

実施期日

実施区域 実施場所

二十四日	荷徳	荷徳 "
------	----	------

別表二

馬の流行性脳炎予防注射

実施期日

実施区域 実施場所

二十四日	荷徳	荷徳 "
------	----	------

別表二

馬の流行性脳炎予防注射

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の流行性感冒予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対し注射を受けることを命ずる。

鳥取県告示第三百六十一号

昭和三十五年八月二日 火曜日 鳥取県公報 第3145号

実施期日	実施区域	実施場所
第一次 八月六日	第二次 八月十日	鳥取市吉岡 吉岡家畜検診所
" 八日	" 十一日	大和 大和 "
" 八日	" 十一日	大和 松原 "
" 十二日	" 十六日	豊実 宮谷 "
" 十二日	" 十六日	末恒 小沢見 "

01015

" 二	橋口	武信
" 三	田中	睦郎
" 四	富山	栄一
" 五	石本	愛治
" 六	岸田	藤藏
" 七	高浜	寛
" 八	谷田	明春
" 九	藤原	泉
" 一〇		
" 一一		
" 一二		
" 一三		
" 一四		
" 一五		
" 一六		

以上

01014

" 十三日	" 十七日	" 美穂	" 小原	" 松保	" 布勢
" 十四日	" 十八日	" 東郷	" 高路	" 千代水	" 安長
" " "	" " "	" 岩美郡岩見町岩井	" 浦富	" " "	" " "
" " "	" " "	" 湖山	" 湖山	" " "	" " "
" " "	" " "	" 岩美郡国府町大茅	" 上池	" " "	" " "
" " "	" " "	" 大正	" 古海	" " "	" " "
" " "	" " "	" " "	" " "	" " "	" " "

鳥取県公安委員会告示第七号	昭和三十五年八月二日	鳥取県知事 石 破 二 朗
鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文		

第五条の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十五年八月二日

受験番号 い一	氏名 三谷 修身	受験番号 二二	氏名 吉沢 正信
" 三	" 小松 久男	" 三	" 高西 保正
" 四	" 羽根 克郎	" 四	" 伊藤 義幸
" 六	" 高松 清	" 六	" 森本 永治
" 七	" 中尾 淑一	" 七	" 宮部 泰一
" 八	" 古田 齊	" 二〇	" 田内 宏

倉吉市新町二丁目二、三四七ノ一 宮川 きよこ	二 聽聞の場所 昭和三十五年八月十日午後一時から
倉吉市明治町 倉吉警察署會議室	三 聽聞の場所 昭和三十五年八月十日午後一時から

公 告

昭和三十五年六月に実施した二級建築士資格試験の合格者は、次のとおりである。